

平成 24 年 9 月 11 日
原子力安全対策課
(2 4 - 2 8)
<10 時資料配付>

高浜発電所 2 号機の新燃料輸送について

このことについて、関西電力株式会社から下記のとおり連絡を受けた。

記

高浜発電所 2 号機（加圧水型軽水炉；定格電気出力 8 2 . 6 万 k W）は、本日、新燃料集合体 2 4 体を受け入れた。

なお、今回受け入れた新燃料は、高燃焼度燃料集合体（集合体最高燃焼度 55,000 MWd/t）である。

1. 輸送年月日

平成 24 年 9 月 10 日 6 時 40 分 三菱原子燃料株式会社 発
(茨城県那珂郡東海村)

平成 24 年 9 月 11 日 6 時 52 分 高浜発電所 着

2. 輸送数量等

新燃料集合体	2 4 体
輸 送 容 器	1 2 個

3. 輸送物の種類

A 型核分裂性輸送物

4. 輸送方法

陸上輸送

問い合わせ先（担当：内園） 内線 2354・直通 0776(20)0314
--

「輸送における安全性について」

1. 輸送物の種類

A型核分裂性輸送物

2. 輸送容器の概要

型 式 ; M F C - 1 型 . . . 1 2 個

形 状 ; 円筒形

寸 法 ; 全長約 5 m、外径約 1 m

重 量 ; 約 4. 2 トン（輸送容器だけで約 2. 8 トン）

材 質 ; 鋼鉄製

3. 輸送物の安全確認

本輸送物（A型核分裂性輸送物）については、別添に示す国の安全基準を満たすことを、独立行政法人原子力安全基盤機構により確認されたものである。

4. 輸送上の安全対策

輸送にあたっては、車両の積付け・標識等、輸送上の十分な安全対策を実施している。

なお、万一緊急の事態が生じた場合にも、最寄りの消防・警察・自治体および官庁等に連絡するとともに、適切な措置を取ることにしており、十分な安全対策が講じられることとなっている。

『A型核分裂性輸送物の安全基準』

「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」第 59 条に基づき
国が定めている『A型核分裂性輸送物』に係わる技術上の基準の主なものは、
以下のとおりである。

①線量当量率

表面で、 2 ミリシーベルト／時以下
表面から 1 m 離れた位置で、 0.1 ミリシーベルト／時以下

②表面密度限度

α 線を放出する放射性物質の場合、 0.4 ベクレル／cm^2 以下
 α 線を放出しない放射性物質の場合、 4 ベクレル／cm^2 以下

また、A型核分裂性輸送物の試験条件には、

①一般の試験条件

水の吹きつけ試験、自由落下試験、圧縮試験、貫通試験

②特別の試験条件

9 m 落下試験、棒上の 1 m 落下試験、耐火試験、浸漬試験

があり、これらの厳しい諸条件下においても容器の健全性を維持し、臨界の防
止を確保するよう、法令の基準値を満足することとなっている。